不利益処分の処分基準

処分の内容		生産緑地内の原状回復命令等
根拠法令及び条項		生産緑地法第９条第１項
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課みどりの係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	法第９条第１項の規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）